

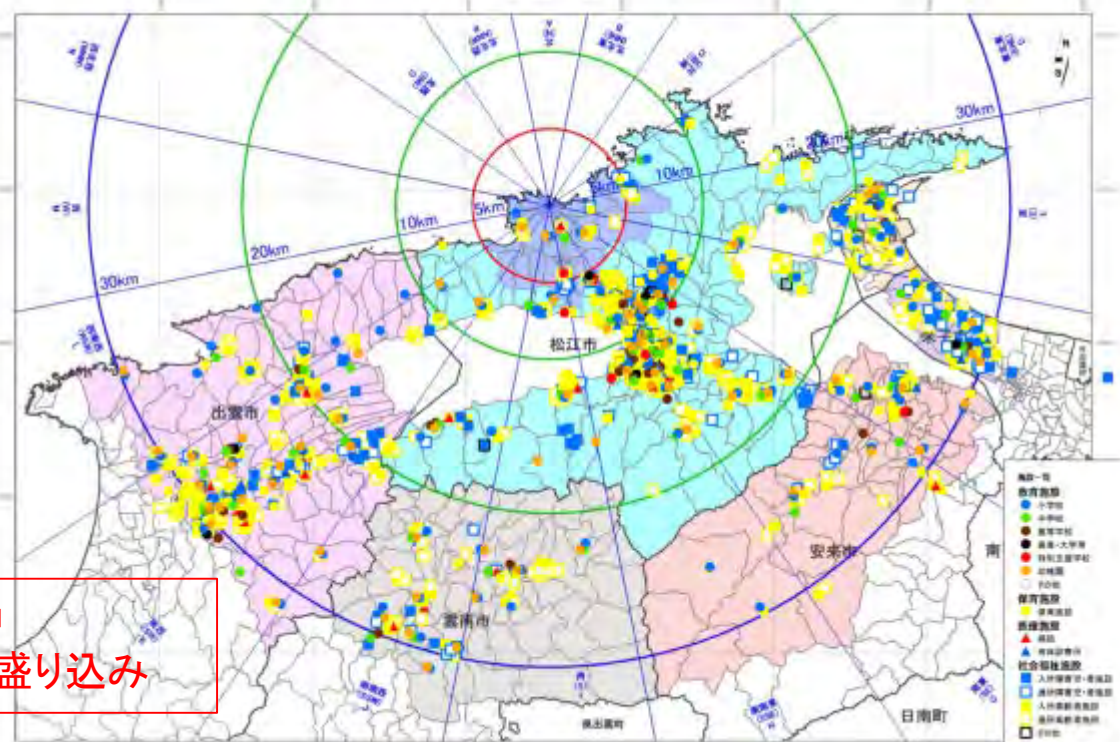
UPZ内即時避難困難者の屋内退避、一時移転 ①

- 即時避難困難者のうち10キロ圏内在住者については、放射線防護機能を付加した施設へ屋内退避しながら、O I L 2の段階で適切な搬送体制の確保を待って一時移転
- 即時避難困難者のうち10キロ以遠在住者については、屋内退避しながら、O I L 2の段階で適切な搬送体制の確保を待って一時移転（鳥取県では10キロ以遠でも放射線防護施設あり）
- UPZ内のうち10キロ圏内には、病院が2ヶ所、入所社会福祉施設が59ヶ所があり、計 人が入院、入所しているが、そのうち病院2か所、入所社会福祉施設9か所に入院、入所している 人が即時避難困難者
- このほか、UPZ内の入院、入所あるいは在宅の即時避難困難者は 人

UPZ内医療施設等の状況

| 施設種類 | 病院病床数、社会福祉施設入所定員 ()内は、施設数 | | |
|--------------|-------------------------------|---------------|-----------------|
| | 計 | ～10km | 10～30km |
| 病院 | 6,000 (25) | 745 (2) | 5,255 (23) |
| 入所社会福祉施設 | 8,503 (280) | 1,411 (59) | 7,092 (221) |
| 計 | 14,503 (297) | 2,156 (61) | 12,347 (244) |
| うち放射線防護対策実施済 | 665 (11) | 665 (11) | - |
| 在宅避難困難者 | 地図作成中 鳥取県側の数字未盛り込み | | |
| 避難困難者計 | | | |

UPZ内放射線防護対策整備済施設



UPZ内即時避難困難者の屋内退避、一時移転 ②

- UPZ内放射線防護対策施設の即時避難困難者は、施設敷地緊急事態の段階で放射線防護対策施設での屋内退避の準備を開始
- 全面緊急事態の段階で、屋内退避を実施
- O I L 2の段階で、適切な搬送体制の確保を待って一時移転

鳥取県側確認中

避難困難者（放射線防護対策施設）各段階における動き

| 警戒事態 (EAL1) | 施設敷地緊急事態 (EAL2) | 全面緊急事態 (EAL3) | O I L 2 |
|-------------|---|---|---|
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">放射線防護対策施設</div> <p>〈屋内退避の準備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った区域へ即時避難困難者を移動 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">放射線防護対策施設</div> <p>〈屋内退避の実施〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った区域でそのまま退避 放射線防護装置を起動 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">放射線防護対策施設</div> <p>〈一時移転の実施〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な搬送体制の確保を待って一時移転を実施 <p>〈安定ヨウ素剤の服用〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部からの指示により安定ヨウ素剤を服用 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">病院（避難先）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">広域福祉避難所</div> </div> |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>〈屋内退避時の生活物資等の確保〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った施設には、屋内退避をした者が7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備 <p>〈屋内退避時の放射線防護資機材の確保〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った施設の職員等が、活動できるよう放射線防護資機材を当該施設に備蓄 </div> | | <p>放射 性 物 質 放 出</p> |

UPZ内即時避難困難者の屋内退避、一時移転 ③

- UPZ内放射線防護対策施設以外の即時避難困難者は、施設敷地緊急事態の段階で病院、社会福祉施設、自宅等での屋内退避の準備を開始
- 全面緊急事態の段階で、屋内退避を実施
- OIL2の段階で、適切な搬送体制の確保を待って一時移転

鳥取県側確認中

避難困難者（放射線防護対策施設以外）の各段階における動き

| 警戒事態 (EAL1) | 施設敷地緊急事態 (EAL2) | 全面緊急事態 (EAL3) | | OIL2 |
|-------------|---|---|---------------------|--|
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">病院、社会福祉施設、自宅等</div> <p><屋内退避の準備></p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">病院、社会福祉施設、自宅等</div> <p><屋内退避の実施></p> | 放射 性物 質放 出 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">病院、社会福祉施設、自宅等</div> <div style="text-align: left; margin-left: 20px;"> <p><一時移転の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な搬送体制の確保を待って一時移転を実施 <p><安定ヨウ素剤の服用></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部からの指示により安定ヨウ素剤を服用 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">病院（避難先）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">広域福祉避難所</div> |
| | <p><屋内退避時の生活物資等の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内退避をした者が7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備 <p><屋内退避時の放射線防護資機材の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った施設の職員等が、活動できるよう放射線防護資機材を当該施設に備蓄 | | | |

UPZ内入院患者の屋内退避、一時移転

- 入院患者は、施設敷地緊急事態の段階で屋内退避の準備を行い、全面緊急事態の段階で屋内退避
- 島根県の入院患者の避難先となる病院は、あらかじめ島根県が関係機関及び隣接県と合意した調整方法に基づき、入院患者の病態に応じた避難先病院を確保
- 鳥取県の入院患者の避難先は、県中部・東部の病院とマッチング

鳥取県側確認中

各段階における入院患者の動き

| 警戒事態 (EAL1) | 施設敷地緊急事態 (EAL3) | 全面緊急事態 (EAL3) | O I L 2 |
|-------------|-----------------|---|--|
| | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">病 院</div> <p>〈屋内退避〉</p> | <p style="font-size: small;">※避難先となる病院は避難先自治体外で設定する場合があります。</p> |
| | | 放射 性 物 質 放 出 | <p>〈避難方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 各病院で定められた避難計画に基づき、県が示すルートに従い避難 島根県の入院患者の避難先については、必要となる病院の機能や病床の種別など様々であり、入院患者の状況も異なることから、スムーズに避難先が確保できるよう、あらかじめ島根県が関係機関及び隣接県と合意した調整方法に基づき、入院患者の病態に応じた避難先病院を確保 なお、避難に伴うリスクを軽減するために、避難先となる病院での受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから広域避難を実施 <p>〈避難手段〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、各病院が自ら確保できる避難手段の他は、県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら各病院に手配 |

UPZ内施設入所者の屋内退避、一時移転

- 施設入所者は、施設敷地緊急事態の段階で屋内退避の準備を行い、全面緊急事態の段階で屋内退避
- 施設入所者は、一般の避難所より生活環境が整った広域福祉避難所へ直接避難
- 福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる一時移転の手段の他は県が確保

鳥取県側確認中

各段階における施設入所者の動き

| 警戒事態 (EAL1) | 施設敷地緊急事態 (EA12) | 全面緊急事態 (EAL3) | O I L 2 |
|-------------|-----------------|--|---|
| | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">施設</div> <p><屋内退避></p> | <div style="text-align: center;"> </div> <p><避難方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 各社会福祉施設にて定められた避難計画に基づき、広域福祉避難所へ直接避難 なお、避難に伴うリスクを軽減するために、広域福祉避難所での受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから広域避難を実施 <p><避難手段></p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる避難手段の他は、県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら各施設に手配 |

放射性物質放出

- ▶ 在宅の避難行動要支援者は、施設敷地緊急事態の段階で屋内退避の準備を行い、全面緊急事態の段階で屋内退避
- ▶ 在宅の避難行動要支援者は、一般の避難所より生活環境が整った広域福祉避難所へ避難
- ▶ 福祉車両、ヘリコプター等の一時移転手段については、自ら確保できる手段の他は県が確保

各段階における在宅の避難行動要支援者の動き

鳥取県側確認中

| 警戒事態 | 施設敷地緊急事態 | 全面緊急事態 | |
|------|----------|-------------------------|--|
| | | <p>自宅</p> <p>〈屋内退避〉</p> | <p>放射線物質放出</p> <p>【各地区】</p> <p>【避難先自治体】</p> <p>避難経由所 避難先自治体の目的地 ここから避難所へ誘導</p> <p>避難所 避難所の設備面で配達が不要な要配慮者</p> <p>避難行動要支援者等は 広域福祉避難所へ</p> <p>広域福祉避難所 避難行動要支援者 施設敷地緊急事態要避難者</p> <p>避難ルート</p> <p>避難退域時検査</p> <p>※避難経由所の設定は鳥根県のみ、鳥取県は直接広域福祉避難所へ</p> <p>ヘリポート</p> <p>ヘリコプター</p> <p>ヘリ移送</p> <p>ヘリポート</p> <p>〈避難方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家用車による避難を原則とするが、自家用車による避難が難しく、自ら若しくは他の支援により移動が可能な方は、各地区毎に定められた、バス等によって避難するための集合場所となる一時集結所に徒歩等によって集結し、避難先自治体の避難経由所へ避難 <p>〈避難手段等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、自ら確保できる避難手段の他は、県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら手配 |

UPZ内一般住民の屋内退避、一時移転 ①（自家用車）

- 避難は、原則自家用車を利用
- 島根県は、各地区ごとに定められたルートを通して避難先自治体の「避難経由所」へ移動。避難経由所で指示を受け、開設済みの避難所に移動
- 鳥取県は、避難対象地域内から自家用車避難を行う地区の順序を、原子力発電所からの距離や避難主要幹線への経路等を考慮してあらかじめ定め、避難を実施

鳥取県側確認中

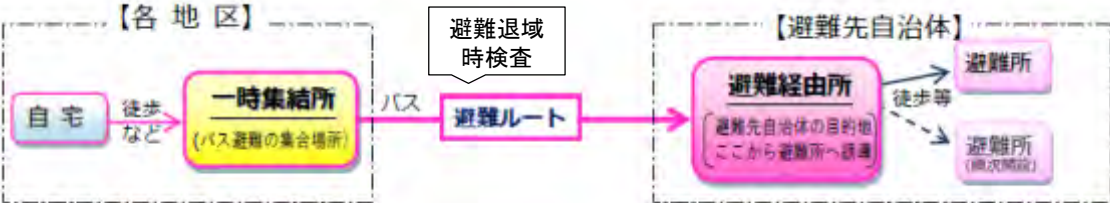
一般住民（自家用車で避難）の各段階における動き

| 警戒事態 (EAL1) | 施設敷地緊急事態 (EAL2) | 全面緊急事態 (EAL3) | |
|-------------|-----------------|---------------|---|
| | | 自宅 | <p style="text-align: center;">O I L 2</p> <p style="text-align: center;">※避難経由所の設定は島根県のみ</p> |
| | | <屋内退避> | |
| | | | <p>放射 性 物 質 放 出</p> <p><島根県の避難方法></p> <ul style="list-style-type: none"> • 自家用車による避難が可能な方は、各地区毎に定められた避難ルートを通して、避難先自治体の目的地（施設）となる避難経由所へ移動 • なお、渋滞の抑制や避難先での駐車場確保の観点から、原則乗り合わせ • 移動中は、急な放射性物質の放出に備え、車内への外気侵入防止など放射性物質を可能な限り取り込まない対応を行いながら避難することとし、安定ヨウ素剤服用指示があれば安定ヨウ素剤を服用してから避難 • 避難経由所到着後、駐車場誘導員の指示に従い駐車を行った後、避難所説明要員の指示に従い、開設済みの避難所へ移動 <p><鳥取県の避難方法></p> <ul style="list-style-type: none"> • 原子力発電所に近い地域から順次避難 • 県及び受入れ市町は、連携協力して、各避難所の立地時容共等に応じた自家用車避難の誘導及び受入れを行う。 |

- 自家用車による避難が難しい場合は、バス等で避難
- 島根県は、集合場所となる一時集結所へ集結し、県が確保するバス等により避難先自治体の「避難経路所」へ移動避難経路所で指示を受け、開設済みの避難所へ移動
- 鳥取県は、市があらかじめ定めた一時集結所に徒歩で集結した後、県等が手配するバス等により指定された避難経路により避難所へ移動

鳥取県側確認中

一般住民（バス等で避難）の各段階における動き

| 警戒事態 (EAL1) | 施設敷地緊急事態 (EAL2) | 全面緊急事態 (EAL3) | O I L 2 |
|-------------|-----------------|-----------------------------|--|
| | | 自 宅 <屋内退避> |  <p style="text-align: center;">※避難経路所の設定は島根県のみ</p> |
| | | 放射 性 物 質 放 出 | <p><島根県の避難方法等></p> <ul style="list-style-type: none"> 自家用車による避難が難しい方は、各地区毎に定められた、バス等によって避難するための集合場所となる一時集結所に徒歩等によって集結し、県が確保するバス等による避難手段により、避難先自治体の避難経路所へ避難 移動中は、急な放射性物質の放出に備え、車内への外気侵入防止など放射性物質を可能な限り取り込まない対応を行いながら避難することとし、安定ヨウ素剤服用指示があれば安定ヨウ素剤を服用してから避難 集団避難におけるバス等の避難手段は、県が国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら一時集結所や学校など必要な場所に手配 自家用車避難と同様に、避難経路所到着後、駐車場誘導員の指示に従い駐車を行った後、避難所説明要員の指示に従い、開設済みの避難所へ移動 <p><鳥取県の避難方法等></p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、市町村及び指定地方公共機関等の協力を得ながら、一時集結所からあらかじめ定めた避難所へ避難住民の輸送を実施 県は、指定地方公共機関である県内バス事業者等のほか、必要に応じて直接あるいは関西広域連合を通じて県外バス事業者から輸送に必要な台数のバスを確保 |

UPZ内輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約 人について、バス 台、福祉車両 台
- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約 人について、バス 台、福祉車両 台
- 輸送能力確保に当たっては、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、松江市のバス会社が保有する車両のほか、中国電力が配備する車両により、必要車両台数を確保
- 松江市内のバス会社等と連携し、 人程度の輸送能力を確保

避難行動要支援者実態調査の結果を踏まえて検討

車両乗車対象、必要時期、必要台数

| | | | UPZ | | |
|----------|-------|------|---------------|---------------|---------------|
| | | | 放射性物質放出後 OIL2 | | |
| 乗車対象 | 乗員数 | 支援者数 | バス | 福祉車両 (車椅子) | 福祉車両 (ストレ) |
| 一般住民 | 1,123 | | - | - | - |
| 児童生徒 | | | - | - | - |
| 即時避難困難者 | | | | | |
| 避難行動要支援者 | | | - | - | - |
| 入院患者 | | | - | - | - |
| 施設入所者 | | | - | - | - |
| 在宅者 | | | - | - | - |
| 計 | | | | | |

車両確保先、確保時期、確保台数

| | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|
| 県内 | | | | | |
| | | | | | |

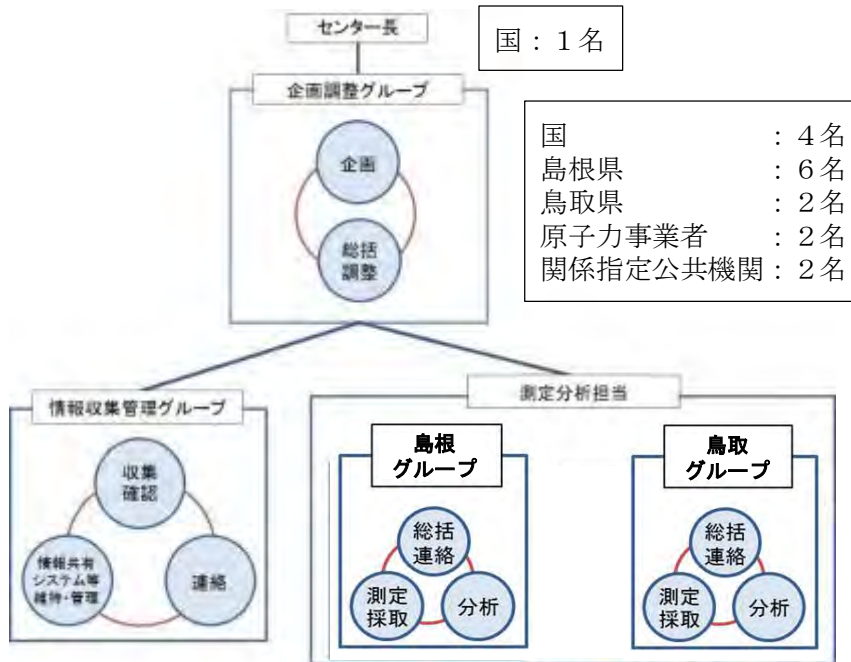
9. 緊急時モニタリング

<対応のポイント>

緊急時モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。そのため、緊急時モニタリングでは、時間的・空間的に連続した放射線状況を把握する。

動員体制

- 警戒事態発生後、島根県及び鳥取県は「県モニタリング本部」を設置し、関係市、中国電力(株)等と連携して緊急時モニタリング計画に基づき緊急時モニタリングの準備を開始
- 施設敷地緊急事態に至った時点で、国は県等の協力を得て緊急時モニタリングセンター（EMC）を島根県に設置
- EMCの体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを島根オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの県に拠点を設置
- 島根地方放射線モニタリング対策官事務所に、 名を配置し、緊急時モニタリング体制を強化



国：1名

国：4名
島根県：6名
鳥取県：2名
原子力事業者：2名
関係指定公共機関：2名

企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

国：4名（注1）
島根県：8名
鳥取県：2名
原子力事業者：2名
関係指定公共機関：2名

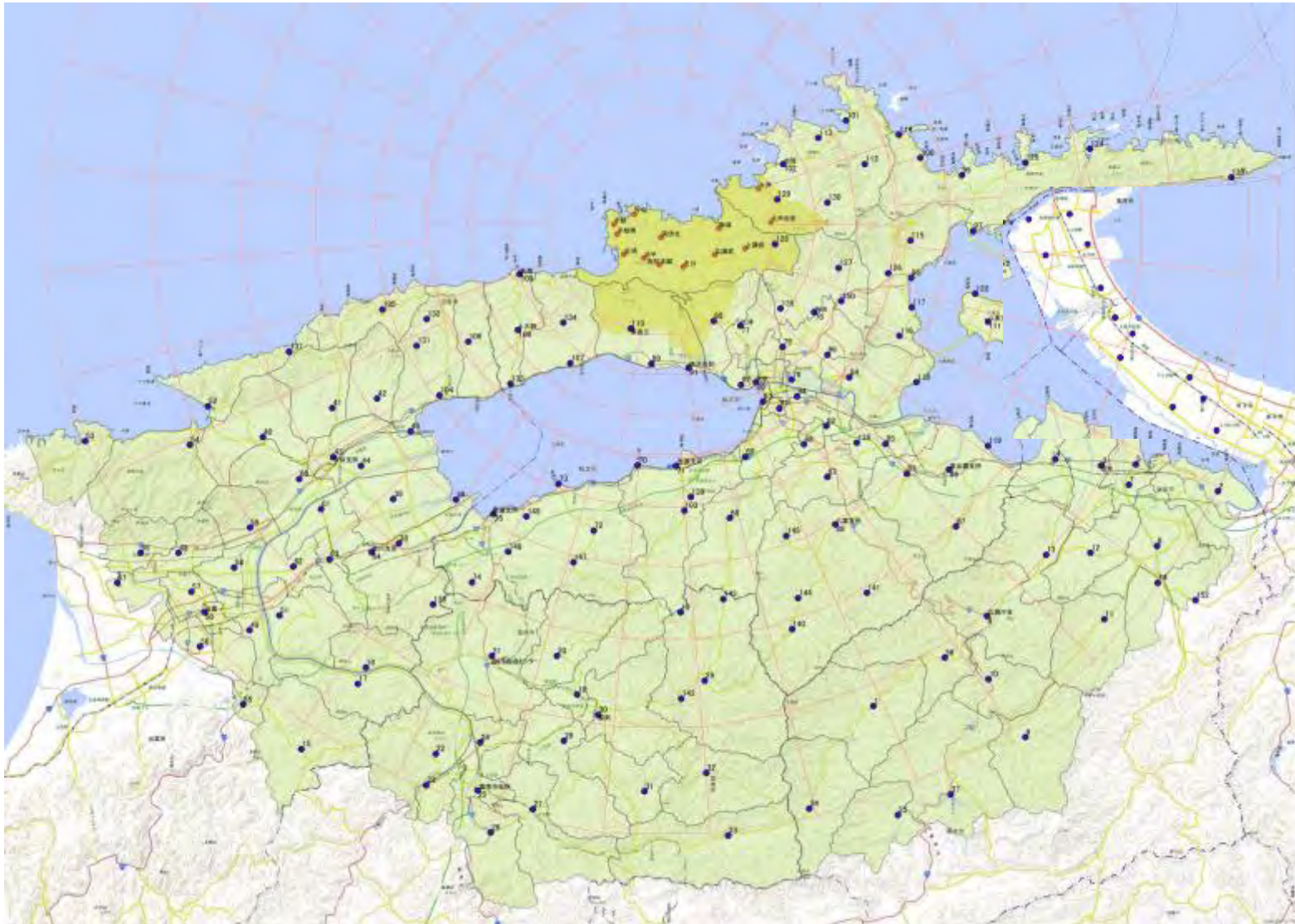
国：2名（注1）
島根県：10名（注2）
鳥取県：50名（注2）
原子力事業者：16名
関係指定公共機関：12名

※ 構成員は交代要員を含む

注1 国から委託を受けた民間の機関を含む

注2 島根県・鳥取県の構成員は各県のモニタリング計画等に基づく

- ▶ 島根原子力発電所の周辺地域では、発電所から半径30 k m圏内を中心に186局（島根県161局、鳥取県12局、中国電力6局、国7局）の測定局を用いて24時間監視を行っている。



測定資機材

- ▶ モニタリングステーション（島根県10局、鳥取県2局）及びモニタリングポスト（島根県151局、鳥取県10局）で、発電所周辺地域の放射線量、放射性物質濃度を測定
- ▶ 電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- ▶ 万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト（島根県7台、鳥取県12台）を配備
- ▶ 放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備

【島根県】



モニタリングステーション・モニタリングポスト
(非常用発電機装備)



可搬型モニタリングポスト
(常設、蓄電池装備)



簡易型モニタリングポスト
(常設、太陽光パネル装備)



モニタリングカー

【鳥取県】



モニタリングステーション
(非常用発電機装備)



可搬型モニタリングポスト
(常設、蓄電池装備)



可搬型モニタリングポスト
(常設、蓄電池装備)



モニタリングカー

10. 避難退域時検査及び簡易除染

<対応のポイント>

避難退域時検査は、国がO I Lに基づく防護措置の指示とともに地方公共団体に実施を指示し、これを受けた地方公共団体があらかじめ定めた実施計画に基づき実施することとなっている。